

令和３年度「第２回鴨川市学校給食センター運営委員会」会議録

１．日 時 令和３年１１月５日（金） 開会午後６時３０分
閉会午後７時３０分

２．場 所 鴨川市学校給食センター２階会議室

３．出席者

（１）委員

河上俊文委員、相川優希委員、小野美由紀委員、児玉一世委員、小山照幸委員、
庄司義広委員、義道俊文委員

（２）三浦学校教育課長（教育長代理）

（３）事務局

入江学校給食センター所長、四宮係長、庄司栄養教諭、加藤栄養士

４．欠席者 なし

会議の概要

１．開 会

四宮： 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から令和３年度『第２回学校給食センター運営委員会』を開催いたします。本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます学校給食センター係長の四宮です。どうぞよろしくお願いいたします。また、本会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第７条及び第８条の規定により、会議録を作成し、公開することになっておりますので、正確な議事録を作成するため、本会議を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「委嘱状の交付」に移りたいと思います。本来でしたら、教育長より委員の皆様へ直接お渡しするところですが、時間の都合上、お手元の資料と一緒に配布させていただきましたので、確認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議の出席者でございますが、委員７名のうち７名の方のご出席をいただいておりますので、鴨川市附属機関設置条例第５条第２項により、定足数に達していることをご報告いたします。

三浦学校教育課長： 本来は教育長がご挨拶するところですが、本日所用のため代わりにご挨拶申し上げます。日頃は給食センター事業にご協力いただき御礼を申し上げます。学校給食センターでは、令和元年度より民間委託を実施いたしました。民間のノウハウを活かし、徹底した衛生管理とコスト削減のもと、子どもたちに安全・安心な給食を提供しております。鴨川中学校は令和2年度に食育教育推進拠点校、学校給食研究指定校として千葉県教育委員会の指定を受け、17日の研究授業に向けて、給食センターの栄養士とともに準備を進めているところであります。今後も子どもたちにとって栄養バランスのとれた給食を提供するようにします。本日の議案は4つございます。学校給食センター運営委員会は、給食センターの重要案件を審議する機関です。委員の皆様には十分審議していただけたらと思います。

四宮： ありがとうございます。次に学校給食センターの職員を紹介させていただきます。所長の入江です。栄養教諭の庄司、栄養士の加藤です。私が係長の四宮です。よろしくお願いします。

次に「会長・副会長の選出」に移りたいと思います。会長・副会長をどのように選出致しますか。

一任という声がありましたので、事務局案を提示させていただきます。会長には鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長の河上俊文委員、副会長には鴨川市公立学校PTA連絡協議会の小野美由紀委員を推薦させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

異議が無いようですので、会長には河上俊文委員さん、副会長には小野美由紀委員さんを選出しますので、よろしくお願いします。

それでは、議題に移りますが、「議事の進行」については、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項に基づき、河上会長さんが議長となりますので、議長席にお願い致します。

河上会長： 只今会長に選任されました、今年度市P連の会長も務めております河上と申します。不慣れですが、滞りなく会議を進めてまいりたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。議題に入る前に、「議事録署名人を選出」したいと思いますが、私からのご指名でよろしいですか。

(承認あり)

河上会長： 鴨川市立学校校長会長で安房東中学校長の庄司義広委員さんをお願いしたいと思います。また、記録のためにご発言の際には挙手の上、名前を言

っていただいてから、発言をお願いします。それでは、議題に移りたいと思います。議題（１）【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託仕様書（案）】について、事務局の説明を求めます。

入江所長： 議案の説明に先立ちまして、「行革取組項目実施評価表」をご覧ください。ここには、民間委託実施を行うことになった経緯や取組内容、および評価が示されています。この調理・配送業務の民間委託契約は平成30年度に締結し、平成31年4月1日から業務を開始しました。全国で260か所以上の「センター調理」を展開しております、学校給食専門業者の株式会社東洋食品さんをお願いしておりまして、衛生管理部門による研修指導から教育指導資料や掲示物などが徹底され、衛生管理の向上が図られております。

また、民間委託により、委託業務に係る“人件費や委託料、衛生管理用消耗品”など、多くの経費が削減されたことも大きなポイントです。

調理及び配送に要する経費は、市直営の平成30年度と比較し、民間委託1年目の令和元年度では7,793,213円の減となり、民間委託2年目の令和2年度では10,568,983円の減となり、併せてこの2年間の財政的効果は、18,362,196円となりました。

さらに、豊富なノウハウを活かした調理技術の向上や作業手順の見直し等により、これまでの給食献立に1品追加することが可能となりました。

加えて、調理員の指導監督が栄養士から委託業者に移ったことで、栄養士による子どもたちへの食育指導に多くの時間を確保できるようになりました。

このような多くの点で改善が見られ、評価得点も5の行政サービスの質が向上したと位置づけられました。つきましては、来年度以降もこの実績を活かし、この民間委託を継続するため、二回目のプロポーザルを行おうとするものです。それではその内容について順次ご説明致します。

四宮： それでは、「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託仕様書（案）」につきまして、主な点をご説明申し上げます。1委託名は、鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託であります。2委託期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。3業務場所は、鴨川市学校給食センターです。4の対象及び食数は、鴨川市内の認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校の園児、児童、生徒等であり、通常1日約2,400食、稼働日数は年間約200日です。この数字は、3年前と比較して幼稚園2園ならびに児童・生徒数の減少もあり、200食少なくなっています。

5の市が委託する業務は、10項目あります。（１）食材料の検収及び保管業務です。（２）調理及び配缶業務は、献立表、調理業務指示書等に基づき調理を

して、学校別、クラス別に配缶する業務です。(3) 原材料及び調理後の保存食採取、保管業務は学校給食衛生管理基準に基づき実施する業務です。(4) 検査を提供する業務です。(5) 配送、回収及び配送車維持管理業務は、各学校へ食器・食缶を配送、回収する業務です。(5) ③は、調理場搬出時に受配校搬入時の時間及び車内温度を定期的に記録する業務です。⑤は、配送車の毎日安全点検整備及び清掃洗浄を実施する業務です。⑧・⑨は、配送車が故障した場合の代車の手配は、受託者の責任で行う。また、運転業務従事前までに、健康管理及びアルコール呼気検査を実施します。(6) は、食器類、食缶類、調理器具類等の洗浄、消毒、保管及び日常点検業務です。①は、回収された食器類、食缶類及び調理器具等は、洗浄、消毒、保管を行った上、必要な日常点検を行う業務です。(7) ①残菜等の処理業務は、残菜及び厨芥を市が貸与する軽トラックで、所定の場所に搬出する業務です。(7) ②は、残菜を計量して、残菜記録簿に記載する業務です。(8) 施設・設備等の清掃、日常点検等及び記録業務は、調理室、下処理室、洗浄室等のセンター内の施設や冷凍庫、冷蔵庫等の厨房機器の清掃業務です。(8) ③は、施設・設備等の日常点検、清掃及び日常的な維持管理を実施し、施設・設備点検設備記録簿を作成する業務です。(9) は、調味料の在庫の点検を行い、調味料在庫表に記録する業務です。(10) ①は、放射能測定を月1回以上、1回につき3品の検査をする業務です。③は、設備・施設の維持管理は、施設周辺の草刈、設備・施設のペンキ塗りなどの業務です。④は、鴨川市ホームページに公開するための学校給食のレシピを年4回作成する業務です。⑤は、市が行う年2回の残菜量調査に協力する。⑥の害虫駆除は、学校給食衛生管理の基準に準じて実施する。⑧の市と受託者の業務区分は、別表4に記載されております。6 受託者は、献立表、喫食者数表及び調理業務指示書等を提示された際は、作業工程表及び作業動線図を作成する。7 の施設・設備等の使用では、市が、無償貸与する施設・設備、配送車、備品等についての取り扱いが記載されております。8 の業務可能時間については、原則午前6時00分から午後6時00分とする。9 の衛生管理に関するマニュアル作成は、本施設に対応した衛生管理マニュアルを作成し、市の承認を得る。10 の調理従事者及び業務については、(1) 業務責任者として正社員1名選任し、業務全般における指揮及び統括を行う。(2) 業務副責任者として1名選任し、業務責任者を補佐及び責任者に事故等があるときは、その任に充てる。(3) 調理業務従事者は、正社員4名以上配置する。(4) 配送・回収業務従事者として、正社員を1名以上配置する。(5) 食品衛生管理者として、正社員1名配置して、施設・設備の衛生管理等を行う。11 は従事者の服務等についての項目です。業務責任者、副責任者及び従事者の服務についての内容です。12 は、安全衛生管理についてです。(1) は衛生管理マニュアルの遵守、(2) は、献立の内容や食材料の納入の都合により、給食センタ

一の栄養士等が認めた場合を除き、食材料は原則として、当日処理をする。(3) 水質検査は、調理開始前及び調理作業終了後に実施する。(4) 施設・設備、器具等の衛生管理は、長期休業中の数日を、清掃消毒、点検、整理整頓に充てる。

(5) 食器及び食缶の取扱いについては、①から⑧まで記載されておりますので、後程ご確認下さい。(8) 従事者の定期健康診断は、全員を対象として、年1回以上実施する。検便は、月2回以上実施する。また、ノロウイルスにつきましては、ノロウイルスの疑いがある場合は、検査を実施する。14の研修は、従事者に対して、衛生管理研修等を学期毎に1回以上実施する。また、新規に業務へ従事する者については、必ず研修を実施した上で、業務に従事させることになっております。15以降の項目及び以後のページにつきましては、後程ご確認下さい。

河上会長： 只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ありますか。

河上会長： 質問が無いようですので、質疑なしとのことですので、議題(1)についてはよろしいでしょうか。

(はい)

続きまして、議題(2)【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託プロポーサル実施要項案について】事務局の説明を求めます。

四宮： それでは、「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託プロポーサル実施要項(案)」について、主な点をご説明します。第1は、委託の概要であり、趣旨、2業務名、3は委託期間、4の契約上限金額は、3年間合計額226,560,000円です。5の主な業務内容は、(1)食材料の検収及び保管業務、(2)調理及び配缶業務、(3)原材料及び調理後の保存食採取・保管業務、(4)検食の提供業務、(5)配送・回収及び配送車維持管理業務、(6)食器類・食缶類・調理器具類等の洗浄・消毒・保管及び日常点検業務、(7)残菜等の処理業務、(8)施設・設備等の清掃、点検及び記録業務、(9)使用物品の管理業務、及び(10)前各号に附帯する業務となっております。6は、鴨川市学校給食センターの概要ですので、後程ご確認下さい。11の応募事業者の条件等については14項目ありますので、後程ご確認下さい。

次に、日程でありますので、4ページをご覧ください。プロポーザルの「①手続きの開始となる公告」が令和3年12月1日となります。「②プロポーサル実施要項配布」は、12月1日から8日まで、「③現地説明会」を12月9日、「④質問書受付期間」は12月6日から10日まで、「回答」は12月13日に行います。また、「⑤応募意思表明書提出期間」は、12月1日から15日まで。「⑦提案書の受付期間」は、12月20日から28日まで。「⑧選定委員会第1次審査」が令和4年1月11日、1月19日には、「⑩選定委員会第2次審査」を開催して、業者決

定がなされ、「⑩結果通知」が1月25日となります。

第3の応募要領であります。公表方法は、鴨川市ホームページで公表をします。次の2から6までは、4ページの日程表に基づく各手続きにおける受付期間、提出方法、提出部数等について、記載されてありますので、後程ご確認ください。7は、無効となる提案書について記載されております。

第4は、委託業者の選定方法が記載されております。

続きまして、様式第1号は、参加申込書です。様式第2号は、応募意思表明書、誓約書です。様式第3号は、応募辞退届です。様式第4号は、プロポーザルの質問書です。様式第5号は、プロポーザルの提案書です。様式第6号は、会社概要を記載します。様式第7号は、給食受託実績を記載します。様式第8号は、学校給食に対する基本的な考え方に関する提案、様式第9号は、学校給食調理業務にあたっての提案、様式第10号は、学校給食調理実施体制に関する提案。第11号は、安全衛生管理体制に関する提案。様式第12号は、異物混入及び数不足の防止対策と対応に関する提案。様式第13号は、緊急時の対応に関する提案。様式第14号は、従事者の指導、研修に関する提案です。添付資料といたしましては、給食センター内の機械配置図、主要設備・備品等の一覧、一日の工程表および今月の献立表、最後に選定委員会1次審査・2次審査の用紙がございますので、後ほどご覧ください。以上です。

河上会長： 只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ありますか。

河上会長： 質問が無いようですので、「質疑なし」とのことですので、議題（2）についてはよろしいでしょうか。

（はい）

続きまして、議題（3）【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託業者選定委員会設置要領案について】事務局の説明を求めます。

四宮： 続きまして、「鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託業者選定委員会設置要領案」につきまして、ご説明致します。第1条は、設置する理由が記載されております。第2条は、所掌事務が記載されております。第3条の組織としましては、委員会の委員数は9名です。尚、委員の名簿は、別表に記載しております。

また、この後、給食センター運営委員会の代表を選出していただきたいと思います。委員長は副市長、副委員長は教育長です。第4条の任期は、委嘱の日

から所掌事務が完了した日までとなっております。第5条の会議については、記載どおりです。第6条の庶務については、学校給食センターにおいて行います。以上であります。

河上会長： 只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ありますか。

河上会長： 質問が無いようですので、「質疑なし」とのことですので、議題（3）についてはよろしいでしょうか。

（はい）

最後に、議題（4）【学校感染症対策給食回収業務案について】事務局の説明を求めます。

入江所長： 最後に、「学校感染症対策給食回収業務案」について説明します。

現在学校ではコロナ禍の中、学校給食に大きな課題が発生しております。

それは、特に食事後の食器や残菜をまとめて回収する際の“感染リスクの発生”についてです。

県内の大多数の給食センターは、給食で使う食器・食缶は「学級単位」でコンテナに入れて学校へ配送・回収を行う「コンテナ方式」を採用しているのに対し、鴨川市ではコンテナが無い場合、配送の食器・食缶はトラック荷台の床の上に敷き詰めるように置いており、食器と食缶は別々に2便で届けています。回収は1回で行うため、食器・食缶を種類別にまとめてコンパクトな状態にし、トラックに詰めるようにしています。このまとめる作業が感染症時代には問題で、片付け担当の児童・生徒は「自分の学級だけでなく、全校生徒の食器や食べ残した物を触る」機会にもなり得ます。この鴨川市独自の回収方法が、8月の市内小中学校校長会議において「片付け時感染症にかかる危険性が鴨川市だけ高くなる」ことから、改善するよう要望が出されました。

コロナ禍の現在は、児童・生徒に代わり教職員が回収を担っています。しかし、それにより児童・生徒への教育指導時間の減少や、教職員の感染で授業等がなくなる問題が生じております。

そこで、給食センターの回収業務に新しい回収作業を追加することで、児童・生徒が感染症にかかる危険性を「全国的なコンテナ方式レベル」に低減させられないか、学校と協力して実証実験をし、その結果を受けて追加作業費を「学校感染症対策給食回収業務」として新年度予算に計上できれば、本年度のプロポーサ

ルで確定する業者と来年度に追加契約できるよう進めてまいります。

今後予想される経費としては、各学校回収時において、給食センター職員が学級ごとに配膳室に搬入された食器・食缶を配送車に搭載できるよう選別・コンパクト化する手間が発生するため、搭乗人員を各コースで増員させる必要がある。また給食センター到着時刻ならびに食器・食缶の洗浄終了時刻の遅延が見込まれる。以上のことから、現在と比較して概ね4人程度のスタッフ増が必要となり、その分の人件費の増加が見込まれます。すべての実証実験が終了後直ちに見積額を算出し、来年度当初予算に要望の予定です。

河上会長： 只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ありますか。

庄司委員： 鴨川の学校に来て3年目になるが、最初に赴任した時はコロナ禍前であったが、全校の給食当番は何をやっているんだという第一印象を持った。思わず不衛生でしょう、おかしいでしょうと職員に3年前に言いました。昨年もしました。今年は強く言いました。8月の校長会議で言った時、教育委員会はお金がないという回答だったが、学校長は、子どもたちの命を守るために改善方法を次の契約時に盛り込むべき、対応してくれる業者と契約すべきだと話しました。こういった背景を受け、教育委員会が動いてくれた結果であると思います。

児玉委員： 校長先生がおっしゃったように、感染リスクの高低にかかわらず、ひと手間・ひと工程加わることによって、感染リスクが高まることは否定できません。

小山委員： 給食の現場はわかりませんが、我々医療関係者は、未知なる感染症と対応するときには、手指消毒やマスクなど、自分の身の安全を守ることを優先している。教員や生徒が学校現場でそれが出来れば、感染対策に対し怖いことは無いです。

児玉委員： 私たちは何に対しても感染リスクあることを前提に対応しています。その中で経費は掛かりますが、手袋等使い捨てを使用するほうが、消毒する手間を考えると、かえってコスト的に安い場合もある。

義道委員： 鴨川小学校では子どもたちが、クラスの代表として全校の給食の食器を整理し残飯を集める「全給当番」という制度があり、初めて見たときは衝撃を受けた。郷に入れば郷に従えという感覚で認めていたが、マスクや手

袋はしてもゴーグルはしていないし、正直指導を徹底できない状態である。この間の実証実験を見て、是非お願いしたいと思った次第である。学校側としては、来年からこうなるものだと思っている。ウイルスから子どもを守るための切なる願いでもある。

相川委員： 以前給食センターに勤務していたので現状は知っていましたが、コロナ禍になり、いざ自分の子どもが菌を触っていると考えると「えっ」という気持ちになる。是非改善していただけたらと思いました。

河上会長： 他に「質疑なし」とのことですので、議題（４）については、よろしいでしょうか。

（はい）

只今、事務局より説明がありました【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託仕様書（案）について】、【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託プロポーザル実施要項（案）について】、【鴨川市学校給食センター調理及び配送業務委託業者選定委員会設置要領（案）について】、ならびに【学校感染症対策給食回収業務案について】は、委員の皆様の同意をいただきましたので、事務局には、遺漏なく事業の推進をお願いいたします。

続きまして、先程事務局より説明がありました、業務委託業者選定委員会の学校給食センター運営委員会の代表として、会長の私を選任してよろしいでしょうか。また、私が、都合がつかない場合の代理として、小野副会長を選任してよろしいでしょうか。

（異議なし）

河上会長： 承認を得ましたので、学校給食センター運営委員会の代表としては、私、河上。代理として、小野副会長をお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議題は滞りなく終了いたしました。以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。本日はありがとうございました。

四宮： 河上議長さん円滑な議事進行ありがとうございました。

続きまして、会議次第7の【その他】に移りたいと思います。

折角の機会ですので、何か皆様からご意見等ございますか。

義道委員： せっかくですので、私以前、日本一の給食、南房総市にも赴任しておりましたが、鴨川市もおいしいです。片付けの方もお願いします。

入江所長： 貴重なご意見ありがとうございます。

四宮： 他にないようですので、以上をもちまして学校給食センター運営委員会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の確認をします。

令和3年11月12日

(会議録署名人)

鴨川市学校給食センター運営委員会

氏 名 庄 司 義 広